

議案第 50 号

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例（平成18年橋本市条例第125号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(利用の許可) 第5条 社会体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。<u>ただし、教育委員会が別に定める場合において、この限りでない。</u> 2 略	(利用の許可) 第5条 社会体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。